

## 「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」改正の基本的な考え方

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）を受けて、大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の常時監視に関する事務の処理基準（以下「事務処理基準」という。）の見直しに向けて、測定局数の算定方法の在り方について検討を行ってきた。この検討に当たっては、有識者による検討会を開催し、専門的観点からの検討を行うとともに、その検討結果を取りまとめた報告書を公表している（<https://www.env.go.jp/content/000389547.pdf>）。今般、その検討結果に基づき、事務処理基準について所要の改正を行う。

### 1. 事務処理基準改正の内容

#### 1) 人口基準及び可住地面積基準

- 全国的視点から必要な測定局数を算定する際の人口基準及び可住地面積基準について、以下のとおりとする。
  - (a) 人口 10 万人当たり 1 つの測定局を設置する。
  - (b) 可住地面積 33 km<sup>2</sup> 当たり 1 つの測定局を設置する。

#### 2) 都道府県と政令市の関係

- 都道府県と政令市は、協議の上、それぞれ当該都道府県（政令市の区域を除く。）又は当該政令市における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定することとする。

### 2. 改正の趣旨及び考慮すべき事項

- 本改正は、全国共通の指標である人口基準及び可住地面積基準を見直し、全国的視点から必要な測定局数の算定方法を整理したものであるため、必ずしも既存の測定局の削減を求める趣旨ではない。
- 事務処理基準においては、各地域が有する自然的・社会的条件等、全国一律の指標では十分に捉えきれない実情を反映するため、「地域的視点から必要な測定局数の算定」に基づき、地域の固有の事情を踏まえて望ましい測定局数の水準を決定することとしており、地域の実態を考慮できる仕組みとなっている。
- このため、望ましい測定局数の水準を決定する際は、都道府県及び政令市においては、人口基準及び可住地面積基準を用いた全国的視点からの検討のみを行うのではなく、地域的視点からの検討を十分に行った上で判断されたい。
- 特に、大気環境の常時監視は、長期間にわたる連続的なデータの蓄積の重要度が高く、過去から継続して設置されてきた測定局は、その地点特有の濃度動向を把握する上で重要な基盤であり、地域の大気環境の長期的変化を適切に追跡する上でも欠かせない存在である。既存の測定局の削減等を検討する場合には、これまでの経緯を十分に勘案し、それぞれの測定局が果たしてきた役割を慎重に評価した上で、地域の実情に応じて段階的に対応することが望ましい。

- なお、今般の事務処理基準の見直しに向けた検討においては、有害大気汚染物質等に係る常時監視の測定地点数については検討を行っていないことから、当該測定地点数に関する改正は行っていない。